

8-3-5 電波障害

鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在により、地上デジタル放送を対象として電波障害が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在していることから、環境影響評価を行った。

(1) 調査

1) 調査すべき項目

ア. 土地利用及び地形の状況

調査項目は、土地利用及び地形の状況とした。

イ. 電波受信の状況

調査項目は、テレビジョン電波の送信所の位置、電波発信方向等の把握及び画質評価、電界強度の測定とした。

2) 調査の基本的な手法

ア. 土地利用及び地形の状況

文献調査により、土地利用及び地形関連の文献、資料を収集し、整理した。また、文献調査の補完のため、現地踏査を行った。

イ. 電波受信の状況

文献調査により、テレビジョン電波の送信所の位置、電波発信方向等を把握した。

現地調査として、テレビジョン電波の受信状況を把握するため、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）改訂版」（平成22年、社団法人日本CATV技術協会）に基づき、テレビジョン電波測定車を用いて、画質評価及び電界強度の測定を行った。

3) 調査地域

対象事業実施区域及びその周囲の内、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地を対象に鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る電波障害の影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

4) 調査地点

ア. 文献調査

文献調査の調査地点は、調査地域の内、住居等が存在する位置とした。

イ. 現地調査

現地調査の調査地点は、鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の位置、高さを基に影響範囲を検討した結果、調査地域の内、住居等の分布状況及び利用状況を考慮し、電波受信の現況を適切に把握する必要がある地区とした。調査地点を表 8-3-5-1 に示す。

また、調査地点図を「資料編 9-1 現地調査結果」に示す。

表 8-3-5-1 現地調査地点（電波障害）

地区番号	市町村名	調査地域	鉄道施設
01	上野原市	秋山安寺沢	橋梁
02	都留市	小形山	保守基地
03	笛吹市	境川町小山	高架橋
04		境川町石橋	高架橋、橋梁
05		境川町三柵	高架橋、橋梁
06		境川町藤垜	高架橋、橋梁
07		甲府市	白井町、上曾根町
08	西下条町		高架橋、橋梁
09	大津町		高架橋、地上駅
10	高室町		高架橋、地上駅
11	中央市	極楽寺	高架橋、地上駅
12		成島	高架橋、橋梁
13		成島、西新居	保守基地
14		下河東	高架橋、橋梁
15		上三條	高架橋、橋梁
16		布施	高架橋
17		白井阿原	高架橋、橋梁
18		南アルプス市	藤田、加賀美
19	田島、西南湖		高架橋、橋梁
20	戸田、古市場		高架橋
21	清水		高架橋、橋梁
22	大師		高架橋、橋梁
23	荊沢、落合		高架橋、橋梁
24	富士川町	小林、長澤	高架橋、橋梁
25		天神中条	高架橋、橋梁
26		最勝寺	高架橋、橋梁
27		鯉沢	橋梁
28		高下	高架橋、変電施設、保守基地

注 1. 28 地区、129 地点において現地調査を実施

5) 調査期間等

文献調査の調査時期は、最新の資料を入手可能な時期とした。

現地調査は、平成 25 年 2 月 26 日から 3 月 3 日とした。

6) 調査結果

ア. 土地利用及び地形の状況

各調査地域の土地利用及び地形の状況を表 8-3-5-2 に示す。

表 8-3-5-2(1) 土地利用及び地形の状況

市町村名	調査地域	土地利用の状況	地形の状況	鉄道施設
上野原市	秋山安寺沢	安寺沢川両岸に住居（主に2階建て）が存在している。その周辺に耕作地、樹林地が分布している。	安寺沢川に沿う谷地形となっており、その周辺は丘陵地となっている。	橋梁
都留市	小形山	中央自動車道と桂川左岸に沿って住居（主に2階建て）が存在している。その周辺に耕作地、樹林地が分布している。また、高川の谷部に住居が存在し、斜面は樹林地が分布している。	桂川や高川に沿う谷地形となっており、その周辺は丘陵地となっている。中央自動車道と桂川左岸の間は平地となっている。	保守基地
笛吹市	境川町小山	狐川に沿って住居（主に2階建て）が存在している。その周辺に耕作地が分布している。また、南側は集落となっている。	狐川左岸は平地が広がり、西側は丘陵地となっている。	高架橋
	境川町石橋	境川右岸に住居（主に2階建て）が存在し、集落となっている。	狐川と境川に挟まれた平地である。	高架橋、橋梁
	境川町三柵	境川右岸に住居（主に2階建て）が存在し、集落となっている。左岸には工場が存在している。工場の南側には樹林地が分布している。	境川右岸は平地が広がり、左岸は坊ヶ峯の丘陵地となっている。	高架橋、橋梁
	境川町藤垜	境川左岸で中央自動車道の南側に住居が存在している。その周辺に耕作地や樹林地が分布している。	境川左岸に坊ヶ峯の丘陵地が広がっている。	高架橋、橋梁
甲府市	白井町、上曾根町	境川右岸で中央自動車道の北側に住居が存在している。また、笛吹川と中央自動車道の間に住居（主に2階建て）が存在し、集落となっている。その周辺に耕作地が分布している。	境川右岸で中央自動車道の北側及び笛吹川と中央自動車道の間で平地が広がっている。	高架橋、橋梁
	小曲町	笛吹川右岸で蛭沢川両岸に耕作地が分布している。	蛭沢川両岸に広がる平地である。	高架橋、橋梁
	西下条町	荒川右岸に住居（主に2階建て）が存在し、集落となっている。左岸に工場が存在している。	荒川両岸に平地が広がっている。	高架橋、橋梁
	大津町	中央自動車道と新山梨環状道路の間を流れる流川沿いに住居（主に2階建て）が存在し、集落となっている。また、鎌田川右岸には耕作地が分布している。	中央自動車道と新山梨環状道路の間に挟まれた平地である。	高架橋地上駅
	高室町	中央自動車道と新山梨環状道路の間に住居（主に2階建て）が存在している。その周辺に耕作地が分布している。	中央自動車道の南側に平地が広がっている。	高架橋地上駅

表 8-3-5-2(2) 土地利用及び地形の状況

市町村名	調査地域	土地利用の状況	地形の状況	鉄道施設
中央市	極楽寺	新山梨環状道路の北側に住居(主に2階建て)が存在している。その周辺に耕作地が分布している。	新山梨環状道路の北側に広がる平地である。	高架橋 地上駅
	成島	新山梨環状道路の南北に住居(2階建て又は3階建て)が存在し、集落となっている。その周辺に耕作地が分布している。	新山梨環状道路の南北に平地が広がっている。	高架橋、橋梁
	成島、西新居	中央自動車道と新山梨環状道路の間に住居が存在している。	中央自動車道と新山梨環状道路の間に平地が広がっている。	保守基地
	下河東	新山梨環状道路の南側に住居(主に2階建て)が存在し、集落となっている。その周辺に耕作地が分布している。また、新山梨環状道路の北側に山梨大学医学部及び付属病院が存在する。	新山梨環状道路の南北に広がる平地である。	高架橋、橋梁
	上三條	新山梨環状道路の南側に住居(主に2階建て)が存在し、集落となっている。その周辺に耕作地が分布している。	新山梨環状道路の南北に平地が広がっている。南北にJR身延線が通っている。	高架橋、橋梁
	布施	新山梨環状道路の南側に住居(主に2階建て)が存在し、集落となっている。その周辺に耕作地が分布している。	新山梨環状道路の南北に平地が広がっている。	高架橋
	臼井阿原	常永川が合流する釜無川左岸に住居(主に2階建て)が存在し、集落となっている。隣接して小学校、公園が存在する。その周辺に耕作地が分布している。	常永川が合流する釜無川左岸に広がる平地である。	高架橋、橋梁
南アルプス市	藤田、加賀美	釜無川と滝沢川の間に住居(主に2階建て)が存在し、集落となっている。その周辺に耕作地が分布している。	釜無川と滝沢川に挟まれた平地である。	高架橋、橋梁
	田島、西南湖	滝沢川両岸に住居(主に2階建て)が存在し、集落となっている。その間に耕作地が分布している。	滝沢川両岸に平地が広がっている。	高架橋、橋梁
	戸田、古市場	滝沢川と中部横断自動車道の間及び中部横断自動車道の西側に住居(主に2階建て)が存在し、集落となっている。	滝沢川と中部横断自動車道の西側に平地が広がっている。	高架橋
	清水	滝沢川と中部横断自動車道の間に住居(主に2階建て)が存在し、集落となっている。	滝沢川と中部横断自動車道に挟まれた平地である。	高架橋、橋梁
	大師	中部横断自動車道の東西に住居(主に2階建て)が存在し、西側は集落となっている。その周辺に耕作地が分布している。また、南側には甲西工業団地がある。	中部横断自動車道の東西に平地が広がっている。	高架橋、橋梁
	荊沢、落合	坪川両岸に住居(主に2階建て)が存在し、集落となっている。	坪川両岸に平地が広がっている。	高架橋、橋梁

表 8-3-5-2(3) 土地利用及び地形の状況

市町村名	調査地域	土地利用の状況	地形の状況	鉄道施設
富士川町	小林、長澤	利根川左岸に住居（主に2階建て）が存在し、集落となっている。その周辺に耕作地が分布している。また、長沢川右岸に工場が存在している。	長沢川と利根川に挟まれた平地である。	高架橋、橋梁
	天神中条	利根川右岸に住居（主に2階建て）が存在し、集落となっている。その周辺に耕作地が分布している。	利根川と県道413号に挟まれた平地である。	高架橋、橋梁
	最勝寺	戸川左岸に住居（主に2階建て）が存在し、集落となっている。その周辺に耕作地が分布している。	戸川右岸に平地が広がり、戸川右岸から畔沢川にかけては丘陵地となっている。	高架橋、橋梁
	鰍沢	畔沢川沿いに住居（主に2階建て）が存在している。その周辺に樹林地が分布している。	畔沢川に沿う谷地形となっており、その周辺は丘陵地となっている。	橋梁
	高下	小柳川左岸に住居（主に2階建て）が存在し、集落となっている。また、その周辺に樹林地、耕作地が分布している。	小柳川左岸に広がる丘陵地である。	高架橋 変電施設 保守基地

イ. 電波受信の状況

ア) 文献調査

テレビジョン電波の送信所の位置及び電波発信の状況を表 8-3-5-3 に示す。

表 8-3-5-3 テレビジョン電波の送信所及び電波発信の状況

	UHF	UHF	UHF	UHF	
中継局名	甲府親局	上野原	秋山	大月	
チャンネル数	4	4	4	4	
周波数	518～560MHz	566～638MHz	470～500MHz	470～512MHz	
送信アンテナ高	432.7～444.5m	481.0m	1062.0m	647.0m	
送信出力	2kW	1W	0.3W	1W	
送信所の位置	名称	坊ヶ峯	御前山	鳥井立	
	緯度	138° 36' 44" ～ 138° 36' 48"	139° 05' 07"	139° 04' 44"	138° 55' 59"
	経度	35° 35' 54" ～ 35° 35' 58"	35° 37' 08"	35° 32' 55"	35° 37' 18"

4) 現地調査

テレビジョン電波の受信状況の概要を表 8-3-5-4 に示す。なお、総合品質評価の基準を表 8-3-5-5 に示す。

また、受信状況の詳細を「資料編 9-1 現地調査結果」に示す。

表 8-3-5-4 テレビジョン電波の受信状況の概要

(上段：地点数、下段：%)

品質評価	上野原市		都留市	笛吹市	甲府市	中央市	南アルプス市	富士川町
	秋山デジタル局	上野原デジタル局	大月デジタル局	甲府デジタル局				
A	2 (100.0)	0 (0.0)	3 (75.0)	10 (100.0)	17 (100.0)	25 (100.0)	46 (100.0)	22 (88.0)
B	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (8.0)
C	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
D	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
E	0 (0.0)	2 (100.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.0)
合計	2 地点		4 地点	10 地点	17 地点	25 地点	46 地点	25 地点

表 8-3-5-5 総合品質評価の基準

評価表示	評語	評価基準
A	きわめて良好	画質評価○で、 $BER \leq 1E-8$
B	良好	画質評価○で、 $1E-8 < BER < 1E-5$
C	おおむね良好	画質評価○で、 $1E-5 \leq BER \leq 2E-4$
D	不良	画質評価△、又は画質評価○ではあるが $BER > 2E-4$
E	受信不能	画質評価×

注 1. 画質評価の内、「○」は正常に受信、「△」はブロックノイズや画面フリーズあり、「×」は受信不能
資料：「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）改訂版」（平成 22 年、(社) 日本 CATV 技術協会）

(2) 予測及び評価

ア. 予測

予測項目は、鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る電波障害とした。

ア) 予測の基本的な手法

計画施設による電波障害について、「建造物障害予測技術（地上デジタル放送）（平成15年）NHK受信技術センター」に示される電波障害予測理論式を用いて予測計算を行い、障害範囲を予測した。

イ) 予測地域

予測地域は、鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る電波障害の影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とした。

ウ) 予測地点

予測地点は、鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る電波障害の影響を適切に予測することができる地点を設定した。

エ) 予測対象時期

予測対象時期は、鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の完成時とした。

オ) 予測条件

予測に用いた条件を表 8-3-5-6 に示す。

表 8-3-5-6(1) 予測条件(鉄道施設の存在に係る電波障害)

地区番号	市町村名	予測地域	鉄道施設	
			種類	高さ (m)
01	上野原市	秋山安寺沢	橋梁	0～30
02	都留市	小形山	保守基地	15
03	笛吹市	境川町小山	高架橋	5～20
04		境川町石橋	高架橋、橋梁	20～35
05		境川町三櫛	高架橋、橋梁	0～30
06		境川町藤垈	高架橋、橋梁	20～35
07	甲府市	白井、上曾根町	高架橋、橋梁	25～45
08		西下条町	高架橋、橋梁	20～30
09		大津町	高架橋、地上駅	25～30
10		高室町	高架橋、地上駅	25～30

表 8-3-5-6(2) 予測条件(鉄道施設の存在に係る電波障害)

地区 番号	市町村名	予測地域	鉄道施設	
			種類	高さ (m)
11	中央市	極楽寺	高架橋、地上駅	25～30
12		成島	高架橋、橋梁	25～30
13		成島、西新居	保守基地	15
14		下河東	高架橋、橋梁	25～30
15		上三條	高架橋、橋梁	25
16		布施	高架橋	25
17		臼井阿原	高架橋、橋梁	15～25
18	南アルプス市	藤田、加賀美	高架橋、橋梁	15～30
19		田島、西南湖	高架橋、橋梁	25～30
20		戸田、古市場	高架橋	30
21		清水	高架橋、橋梁	30～35
22		大師	高架橋、橋梁	30～35
23		荊沢、落合	高架橋、橋梁	35
24	富士川町	小林、長澤	高架橋、橋梁	35～40
25		天神中条	高架橋、橋梁	20～35
26		最勝寺	高架橋、橋梁	0～40
27		鰻沢	橋梁	0～40
28		高下	高架橋、変電施設、保守基地	0～35

か) 予測結果

鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在によるテレビジョン電波の予測結果を表 8-3-5-7 に示す。

表 8-3-5-7 予測結果(鉄道施設の存在に係る電波障害)

地区番号	市町村名	予測地域	遮蔽障害の有無 (鉄道施設からの距離)	反射障害の有無 (鉄道施設からの距離)
01	上野原市	秋山安寺沢	あり (100m)	なし
02	都留市	小形山	あり (150m)	なし
03	笛吹市	境川町小山	あり (10m)	なし
04		境川町石橋	あり (30m)	なし
05		境川町三柵	あり (40m)	なし
06		境川町藤垜	あり (30m)	なし
07	甲府市	白井、上曾根町	あり (30m)	なし
08		西下条町	あり (10m)	なし
09		大津町	あり (20m)	なし
10		高室町	あり (10m)	なし
11	中央市	極楽寺	あり (20m)	なし
12		成島	なし	なし
13		成島、西新居	なし	なし
14		下河東	なし	なし
15		上三條	あり (10m)	なし
16		布施	なし	なし
17		臼井阿原	なし	なし
18	南アルプス市	藤田、加賀美	あり (20m)	なし
19		田島、西南湖	あり (20m)	なし
20		戸田、古市場	あり (30m)	なし
21		清水	あり (30m)	なし
22		大師	あり (60m)	なし
23		荊沢、落合	あり (60m)	なし
24	富士川町	小林、長澤	あり (50m)	なし
25		天神中条	あり (40m)	なし
26		最勝寺	あり (170m)	なし
27		鰻沢	あり (230m)	なし
28		高下	あり (230m)	なし

注 1. 工事範囲の外に、障害が生じる可能性があるとして予測された場合、その最も遠い地点と工事範囲との距離を示した。

イ. 環境保全措置の検討

7) 環境保全措置の検討の状況

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による電波障害に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討の状況を表 8-3-5-8 に示す。

表 8-3-5-8 環境保全措置の検討の状況(鉄道施設の存在に係る電波障害)

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
受信施設の移設又は改良	適	受信施設の移設又は改良により、電波障害の影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
鉄道施設(変電施設、保守基地)の配置等の工夫	適	鉄道施設(変電施設、保守基地)の配置等の工夫により、電波障害の影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。
鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造物の形式・配置等の工夫	適	鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造物の形式・配置等の工夫で桁高の検討や桁下の空間を確保することにより、電波障害の影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。
共同受信施設の設置	適	共同受信施設の設置により、電波障害の影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
個別受信施設の設置	適	個別受信施設の設置により、電波障害の影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
有線テレビジョン放送の活用	適	有線テレビジョン放送の活用により、電波障害の影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
指針等に基づく改善策の実施	適	「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について(昭和54年10月12日、建設省計用発第35号、最近改正平成15年7月11日、国土交通省国総国調第47号)」に基づき、改善策を適切に実施することにより、電波障害の影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。

4) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、鉄道施設(嵩上式、駅、変電施設、保守基地)の存在による電波障害に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として、「受信施設の移設又は改良」「鉄道施設(変電施設、保守基地)の配置等の工夫」「鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造物の形式・配置等の工夫」「共同受信施設の設置」「個別受信施設の設置」「有線テレビジョン放送の活用」及び「指針等に基づく改善策の実施」を実施する。

環境保全措置の内容を表 8-3-5-9 に示す。

表 8-3-5-9(1) 環境保全措置の内容(鉄道施設の存在に係る電波障害)

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	受信施設の移設又は改良
	位置・範囲	鉄道施設(嵩上式、駅、変電施設、保守基地)の存在による電波障害の影響が生じると予測した地域
	時期・期間	供用時
環境保全措置の効果	受信施設の移設又は改良により、電波障害の影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-3-5-9(2) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る電波障害）

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	鉄道施設（変電施設、保守基地）の配置等の工夫
	位置・範囲	鉄道施設（変電施設、保守基地）の存在による電波障害の影響が生じると予測した地域
	時期・期間	計画時
環境保全措置の効果	鉄道施設（変電施設、保守基地）の配置等の工夫により、電波障害の影響を回避できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-3-5-9(3) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る電波障害）

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	鉄道施設（嵩上式、地上駅）の構造物の形式・配置等の工夫
	位置・範囲	鉄道施設（嵩上式、地上駅）の存在による電波障害の影響が生じると予測した地域
	時期・期間	計画時
環境保全措置の効果	鉄道施設（嵩上式、地上駅）の構造物の形式・配置等の工夫で桁高の検討や桁下の空間を確保することにより、電波障害の影響を回避できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-3-5-9(4) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る電波障害）

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	共同受信施設の設置
	位置・範囲	鉄道施設（嵩上式、地上駅、変電施設、保守基地）の存在による電波障害の影響が生じると予測した地域
	時期・期間	供用時
環境保全措置の効果	共同受信施設の設置により、電波障害の影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-3-5-9(5) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る電波障害）

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	個別受信施設の設置
	位置・範囲	鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による電波障害の影響が生じると予測した地域
	時期・期間	供用時
環境保全措置の効果	個別受信施設の設置により、電波障害の影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-3-5-9(6) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る電波障害）

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	有線テレビジョン放送の活用
	位置・範囲	鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による電波障害の影響が生じると予測した地域
	時期・期間	供用時
環境保全措置の効果	有線テレビジョン放送の活用により、電波障害の影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8-3-5-9(7) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る電波障害）

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	指針等に基づく改善策の実施
	位置・範囲	鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による電波障害の影響が生じると予測した地域
	時期・期間	供用時
環境保全措置の効果	「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき、改善策を適切に実施することにより、電波障害の影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

リ) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果を表 8-3-5-9 に示す。環境保全措置を実施することで、予測結果より電波障害に係る環境影響が低減される。

ウ. 事後調査

予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられる。また、採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さいと考えられることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

エ. 評価

7) 評価の手法

a) 回避又は低減に係る評価

事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか見解を明らかにすることにより行った。

1) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

計画路線周辺は、鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による電波の遮蔽によってテレビジョン電波障害を生じる可能性があるとして予測されるが、事前の確認を行うとともに、事業実施後に障害が発生したと判断された場合は、受信施設の移設又は改良等の環境保全措置を講じることとしている。

以上により、鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による電波障害の環境影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。